

# いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

## いじめ問題への基本的な考え方

- 「いじめは決して許される行為ではない」という強い意識を持って指導に当たる。
- 「いじめは誰にでも起こりうる」という認識のもと、日頃の生徒の様子に気を配る。
- いじめを未然に防ぐためにも、自己有用感や充足感を得られる学校生活づくりを行う。
- いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- いじめ解消の判断は、加害者が、いじめの「行為」が被害者の人格を侵害していることに気づき、被害者の心情を十分に理解し、いじめを止め、被害者にとって安心して学校生活を送れるような人間関係になった状態とする。

## いじめ対策推進委員会

### 〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任・生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

### 〈役割〉

- ①定期的な情報交換を行い、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ②いじめが確認された場合、指導方針の協議・決定を行い、指導に当たる。

## いじめの未然防止

- 1 強い心と正義感の育成
- 2 望ましい道徳的実践力の育成
- 3 生徒指導の機能を活かした授業づくり  
〔生徒指導の機能〕
  - ・生徒に自己決定の場を与えること
  - ・生徒に自己存在感や自己有用感を与えること
  - ・共感的人間関係を育成すること
  - ・生徒のコミュニケーション能力を育成する
- 4 いじめ講話やいじめ防止授業の実施
- 5 定期的な教育相談の実施
- 6 生徒会を中心とした自治的活動の実施
- 7 インターネット等の情報モラルの育成
- 8 保護者への啓発活動
- 9 職員研修による指導力の向上

## いじめの早期発見

- 1 いじめの情報の収集
  - ・日常的な生徒とのふれあい（観察）
  - ・生徒の小さな変化への気づき
  - ・他生徒の情報の重視
  - ・生徒との信頼関係づくり
- 2 いじめの実態把握
  - ・生徒、保護者へのアンケート調査
- 3 相談ポストの活用
  - ・相談室前に設置
- 4 相談窓口の周知
  - ・ホームページ、学校だよりでの発信
  - ・マチコミメールでの配信

## いじめを認知した場合の対応

### いじめを受けた生徒に対して

- 「いじめ対策推進委員会」が中心となり、状況を確認するとともに情報収集を行う。
- 生徒の安全を確保し、保護者に連絡する。
- いつでも相談できる体制を整備し、心のケアに努める。
- カウンセラー等の専門職を活用する。
- 問題が解決するまで適切な支援・指導を行う。

### いじめを行った生徒に対して

- 被害生徒の辛さに気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 行為に及んでしまった事情や背景を確認し、可能な限り取り除く。
- 今後の行動の仕方について考えさせる。
- 問題の早期解決に向けて保護者との連携を図る。
- 加害生徒の成長を見据え、長期的に支援・指導を行っていく。

### 周囲の集団に対して

- 周囲の生徒からの情報収集を行う。
- 「いじめは誰にでも起こりうる」ことを再確認し、他人事として捉えないよう指導する。
- 集会や道徳の授業等を活用し、互いに思いやりを持てるよう集団作りに努める。
- 「いじめは許されない」という意識を強く持つよう指導を行う。
- 「見て見ぬふりはいじめと同じである」ので見たら教師に伝えるよう指導する。

## 重大事態への対処

- 重大事態＝「生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑い」と捉える。
- いじめ対策推進委員及び該当職員で調査し、事実関係を明確にする。
- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し指示を仰ぐ。
- 調査後の対応は、被害生徒・情報提供生徒を守ることを最優先して行う。
- 外部からの問い合わせ、マスコミの対応の窓口は教頭とする。